

# 下田市海水浴場利用者ルール

## (令和8年度)

海水浴場利用者は、他の利用者の妨げとならないように配慮して海水浴場を利用するとともに、海岸の美化その他の良好な環境の保全に努め、下田市海水浴場に関する条例（以下「条例」という。）及びルール等を遵守しなければならない。

1. ゴミ

- ・持ち帰るか、管理者指定の場所へ捨てなければならない。（条例第5条）

2. 飲酒

- ・飲酒して遊泳してはならない。（条例第5条）

3. 騒音

- ・他者に迷惑を及ぼす音量の音楽や音声を流してはならない。
- ・スピーカー等の電源を使用し、音量を増幅させる機器を使用してはならない。

4. 喫煙

- ・管理者が指定する場所以外で喫煙をしてはならない。

5. バーベキュー

- ・バーベキュー、火気を使用する調理等、たき火をしてはならない。（条例第6条）

6. 入れ墨・タトゥー

- ・他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーを露出してはならない。

7. 動物の放し飼い

- ・動物の放し飼いをしてはならない。

8. ドローン等

- ・小型無人機の飛行をしてはならない。ただし、市長が特別の場合があると認める場合は飛行可能。

9. キャンプ

- ・キャンプをしてはならない。（特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例）

10. 危険行為

- ・遊泳区域内で、機関を用いて推進するボート等を航行してはならない。（条例第6条）
- ・遊泳区域内で、ヨット、スタンドアップパドルボート、バナナボート等遊泳者に危害を及ぼすおそれのあるものの乗り入れをしてはならない。
- ・遊泳区域内で、もり、水中銃等の周囲に危害を及ぼす器具を所持、使用してはならない。（条例第6条）
- ・浜地を損傷させるおそれのある車両を走行してはならない。（条例第6条）
- ・釣りをしてはならない。
- ・硬質なボールや用具を用いて、周囲に危害を及ぼすおそれのある遊びをしてはならない。

11. 営業行為

- ・物品の販売や賃貸を行ってはならない。（条例第6条）
- ・物品の購入又は賃借を勧誘してはならない。（条例第6条）